

令和3年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	上下水道課	下水道係	記載者職・氏名	係長 土橋 一登
継続	予算事業コード	3条・総係費		
No.	501	補助金名	水洗便所等改造資金利子補給補助金	
根拠法	なし			
交付要綱等名称	下田市水洗便所等改造資金融資幹旋及び利子補給要綱			
総合計画の位置付け	分野	1 自然環境・生活環境	施策体系	施策4 水道水の安定供給と生活排水の適正処理
	施策	下水道事業の健全経営を図ります		
補助対象者	融資取扱金融機関	事務局等	上下水道課下水道係	
補助金の性質	施策的補助			
補助開始年度	4	補助終期設定	なし	補助率
				なし
			1件当たり補助上限額	なし

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R04	30,000	0	30,000
R03	30,000	0	30,000
R02	30,000	0	30,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R02	0	0	0
R01	0	0	0
H30	0	0	0
H29	0	0	0
H28	0	0	0

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	平成4年公共下水道供用開始と同時に施行
国・県等の補助の有無	なし
代替手段との比較	特例措置である公共下水道接続改造費助成金制度あり
当初目的の達成度	接続率：R7年度目標（総合計画） 75.0% R2年度末 71.8% 達成度95.7%
同一団体への他の補助金の有無	なし
廃止の見込み、廃止の影響	近年低利率のため、負担軽減は小さいが、少なからず促進に影響し、今後高利率の時代となった場合には影響が拡大する。また、供用開始時から続いている公平な制度で、今後の希望者に対応できるように継続したい。

○評価点（10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示）

公益性の所在	※①	公共下水道への接続を促すため、負担軽減を図るのは、水環境保全の観点から公益性がある。	10
市が補助すべき理由		接続工事は多大な工事費を要するため利子補給を行うことで負担軽減が図れる。	8
目的・内容	※②	① 目的：公共下水道への接続促進に寄与する。 ② 趣旨：既設の便所を水洗便所に改造し、公共下水道に接続する工事資金を必要とする者に対し、資金の融資あっせん及びその融資金融機関へ利子補給を行うことで負担軽減を図る。融資あっせん額の上限は1,000千円。償還期間は36月以内。供用開始した年から3年以内に改造工事を完成する者、市税及び受益者負担金の滞納がない者等の条件あり。	10
補助金の主な用途		公共下水道接続改造資金（排水設備の設置等：下水道法第10条、水洗便所への改造義務等：下水道法第11条の3）	10
予算要求額の算出根拠・算出方法	※③	R2年度：@10,000×3件＝30,000円 R3年度：@10,000×3件＝30,000円 R4年度：@10,000×3件＝30,000円 （活用見込みは低いが、制度維持は必要と思われる。）	5
繰越額・積立額と補助金交付額との比較		該当なし	10
成果・費用対効果	※④	接続率推進向上に寄与しているが、近年は低利率なこともあり、相対的な利用価値が低く、利用者なし	5

①公益性 10

②必要性 9

③適格性 8

④効果 5

令和3年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	上下水道課	下水道係	記載者職・氏名	係長 土橋 一登
継続	予算事業コード	3条・総係費		
No.	502	補助金名	公共下水道接続改造費助成金	
根拠法	なし			
交付要綱等名称	下田市公共下水道普及促進のための特例に関する要綱			
総合計画の位置付け	分野	1 自然環境・生活環境	施策体系	施策4 水道水の安定供給と生活排水の適正処理
	施策	下水道事業の健全経営を図ります		
補助対象者	一定の条件を満たす公共下水道接続者		事務局等	上下水道課下水道係
補助金の性質	施策的補助			
補助開始年度	20	補助終期設定	なし	補助率
				1/2、1/3以内
				1件当たり補助上限額
				500,000

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R04	1,950,000	0	1,950,000
R03	3,980,000	0	3,980,000
R02	350,000	0	350,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R02	140,000	0	140,000
R01	0	0	0
H30	70,000	0	70,000
H29	70,000	0	70,000
H28	3,763,990	3,500,000	7,263,990

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	下水道事業の一定の面的整備が整った状況において、今後の接続率向上のため、起爆剤として制度を創設
国・県等の補助の有無	なし
代替手段との比較	なし
当初目的の達成度	接続率：R7年度目標（総合計画） 75.0% R2年度末 71.8% 達成度95.7%
同一団体への他の補助金の有無	なし
廃止の見込み、廃止の影響	R3～R4年度を接続率向上対策期間に位置づけ、R4年度末までの時限措置として助成金の拡充を行った。 接続率の向上が経営の健全化に不可欠であることから、今後も継続していきたい。

○評価点（10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示）

公益性の所在	※①	下水道事業自体が市民の環境衛生の向上に必要であり、事業の経営健全化のためには、接続率の向上が必要不可欠であることから、その手段として公益性が認められる。	7
市が補助すべき理由	※②	環境衛生の向上及び下水道接続促進策として必要である。	8
目的・内容	※②	① 目的：公共下水道の接続普及に寄与する。 ② 趣旨：R2に要綱改正を行い、現在はR4年度末までの時限措置として、浄化槽の処理対象人員に応じ、上限7万円～50万円/件を助成。	7
補助金の主な用途	※③	公共下水道接続改造費（排水設備の設置等：下水道法第10条、水洗便所への改造義務等：下水道法第11条の3）	10
予算要求額の算出根拠・算出方法	※③	R2年度：@70,000円/件×5件=350,000円 R3年度：本則 200,000円/件×10件=2,000,000円 附則 浄化槽処理人員に応じ7～50万円 1,980,000円 計 3,980,000円 R4年度：本則 200,000円/件（1年以内）×1件=200,000円 100,000円/件（2年以内）×1件=100,000円 附則 浄化槽処理人員に応じ7～50万円 1,650,000円 計 1,950,000円	5
繰越額・積立額と補助金交付額との比較	※④	該当なし	10
成果・費用対効果	※④	接続率推進向上に寄与している。 H28年度実績113件、H29年度実績1件、H30年度実績1件 R2年度実績2件、R3年度11件	8

①公益性 7

②必要性 8

③適格性 8

④効果 8